

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、中長期的な安定成長と安定利益、企業価値の向上を経営の重要課題としております。その実現のために、株主やお客様をはじめ、取引先や従業員、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、お客様に満足いただける製品を提供することが重要と考えております。

この考え方は、当社の経営方針でもある三つの世界一(世界一の品質、世界一のコスト競争力、世界一楽しい会社)並びに「基本方針」にも記載し、社内に周知しております。このような中でコーポレート・ガバナンスの充実に向け、様々な施策を実施してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【原則4 - 2】取締役会の役割・責務(2)

当社において、役職員の立場は常に公平であり、提案を妨げる環境にはありません。

経営陣幹部(当社においては「参与及び部長」をいいます。)は担当する職務を遂行する上での課題を認識し、経営会議等の議論の場において、問題点とその解決策の提示を行います。

提案者と取締役及び経営陣幹部とは、闊達で公明正大な議論を行っております。

また、経営陣幹部の報酬は、生活給的要素を考慮し、能力並びに前年度の業績貢献等に基づき評価した年俸ランクに応じた固定給としております。

#### 【補充原則4 - 2 - 1】取締役会の役割・責務(2)

取締役の報酬は、生活給的要素を考慮し、「役員報酬規程」で定めた役位別の報酬額を株主総会にて承認した枠内で支給する固定給重視の体系と役員退任時の慰労金制度(社外取締役は対象外)からなっております。今後、取締役会は、取締役の報酬体系を検証して、リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを組み込んだ体系へと制度設計に係る議論を社外取締役による任意の審議を中心として計画してまいります。なお、取締役報酬などの特に重要な事項に関する審議に際しては、公正かつ透明性の高い手続きが確保されるよう独立社外役員、社外役員を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することも含め、社外取締役による任意の審議が必ず最重要プロセスとして取り入れられた環境の整備にも取り組んでまいります。

#### 【原則4 - 11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

業務執行取締役は、当社事業の各現業を把握した経営幹部からを中心に、その業務執行取締役の監督機能を図る社外取締役は、独立した客観的な立場において適切な判断を行い、また、能動的・積極的に意見を述べる外部の人材からを中心に配置するようにしております。また、その構成も人的・質的バランスを重視して配置するようにしております。

現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役は、それぞれ当社の経営方針である「世界一の品質」、「世界一のコスト競争力」、「世界一楽しい会社」への対応に必要な資質と多様性を備えており、取締役会における独立社外取締役の人数比率は3分の1となっていることから、独立性と客觀性を確保した体制であると考えております。なお、取締役会の構成については、多様性を重視し、取締役会の監督機能の強化を図り実効性を高めていくことを今後の課題と認識しております。

また、当社では監査役候補者の選任基準として、「当社取締役または監査役として、当社の経営に関与したことがある者、当社の部長職として、3年以上経理業務、総務業務、経営企画業務または内部監査業務に従事したことがある者、他社の取締役または監査役として、企業経営に関与したことがある者、弁護士、公認会計士等の資格を有し、その専門知識、経験等を監査役として発揮できる者」を設けており、適切な経験・能力および財務・会計・法務に関する十分な知識を有する者から選任できる体制整備に取り組んでおります。

#### 【補充原則4 - 11 - 1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

業務執行取締役は、当社事業の各現業を把握した経営幹部からを中心に、その業務執行取締役の監督機能を図る社外取締役は、独立した客観的な立場において適切な判断を行い、また、能動的・積極的に意見を述べる外部の人材からを中心に配置することを基本的な考え方としております。

多様性および規模に関する考え方とは、引き続き株主等との対話(面談)を通じてその意向を真摯に受け止め、十分に配慮して検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 11 - 3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社では定期的に取締役会の有効性を検証し、その上で取締役会の課題を認識し、改善・強化に向けた施策を自律的に講じていきます。

取締役会は、その課題に対してPDCAサイクルでの検証をしてまいります。また、社外との対話(面談)を通しての自己認識にも取り組んでまいります。

毎期このPDCAによる自己認識ならびに自己評価を積み重ねることが当社取締役会の実効性評価に資するものと考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1 - 4】政策保有株式

政策保有株式を保有しないことはもちろん、リスクの高い有価証券投資を行わないことが当社の基本方針であり、その基本方針については、少なくとも毎年1回、取締役会で確認するようにしております。

また、政策保有株式を保有しない方針の順守により、個別の政策保有株式についても保有実績がない旨を有価証券報告書等で開示しております。

#### 【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社は、子会社との販売代理店取引、代理店管理委託取引、マーケティング委託取引およびこれらに付随関連する取引以外に関連当事者取引を行う予定はなく、過去にもこれらの取引以外の関連当事者取引の実績はありません。

また、役職員ならびにその関係者の支配する会社との取引を、コンプライアンス規程にある「行動指針」にて、公私の区別を厳しくする旨を定めており、この方針の順守により、子会社との取引以外の関連当事者取引に関しては一切ありません。

#### 【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度を採用しております。確定給付企業年金の積立金の管理および運用に関しては、専門機関である生命保険会社と契約を締結しており、全て一般勘定で運用を委託しております。専門機関である生命保険会社からは、毎月、四半期、半期、年度と定期的に年金資産の運用、財政状況等が報告される体制となっております。

報告された年金資産の運用、財政状況等は総務部にてチェックし、定期的ならびに必要に応じて、生命保険会社と主に年金資産の財務状況に係る意見交換をしております。

#### 【原則3 - 1】情報開示の充実

##### (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「世界一の品質」、「世界一のコスト競争力」、「世界一楽しい会社」の三つを経営方針の基、Quality & Valueをビジネスコンセプトに、Made In Japanで、安全性、快適性、ファッション性等に優れた高品質で、高付加価値のプレミアムヘルメットの製造販売に特化した会社を目指しております。

また、当社は、以下の「商品戦略」、「生産戦略」、「市場戦略」を融合させた三位一体の事業展開を進めることによって、現在プレミアムヘルメット市場でのトップシェアの地位を更に盤石なものにしてまいります。同時に顧客満足度の提供に軸足を置き、全てのステークホルダーの満足度を高める所存でもあります。

##### 商品戦略

高品質、高付加価値商品に特化し、集中的に経営資源を投入し収益拡大を図る。

##### 生産戦略

高度な技術の内部蓄積を推進し、同時にジャストインタイムを始めとする徹底したコスト管理により、品質とコストにおいて業界ナンバーワンの高い競争力を維持する。

##### 市場戦略

世界市場の深掘りと顧客密着の販売体制を構築し、プレミアムヘルメット市場での世界中全ての国々でトップシェアを目指す。

##### (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、株主・投資家の皆様からお預かりした資金を、効果的かつ健全に運用し、生み出した利益につきましては、ステークホルダーへの充分な還元を心がけております。

常なる収益確保と健全で透明な企業活動の維持と成長のために経営の指針として、「経営の基本方針」並びに「行動指針」等を掲げ、役職員一丸となって実施しております。

##### ( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部の報酬は、年俸制となっており、年1回、役付役員での合意により決定、取締役会での承認を受けて執行されております。また、取締役及び監査役の報酬(退職慰労金を含む)につきましては、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額をそれぞれ決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、「役員報酬規程」で定められた役位ごとのテーブルに基づいて決定しており、生活給的報酬を考慮した固定給体系を採用しております。従って、賞与等の発生といった業績連動型の報酬はありません。

各取締役及び監査役の退職慰労金額についても、「役員退職慰労金規程」で定められた役位ごとのテーブルに基づいて決定しております。なお、社外役員は対象としておりません。

##### ( ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部には、(イ)会社運営の基本の方針に基づいて、部もしくはこれに相当する包括的な独立分野の業務運営と(ロ)経営的技術的なスタッフとして、会社運営の基本の方針の策定に参加できる人物を選任致します。経営陣幹部の選解任は、実務能力ならびに業績貢献度に加え、中長期的視野で経営に参画できる人物か否かに重きをおき、役付役員での合意により決定、取締役会での承認を受けて執行されております。

取締役には、会社経営の基本の方針に基づいて、株主からの委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務にこたえられる人物を取締役会において候補者として指名致します。なお、業務執行を主に担う候補者には社内の現場感覚に精通した経験豊かな人物から、業務執行の管理監督を主に担う候補者には、客観的・中立的な立場で当社経営に様々な角度から意見を述べていただけるよう社外の各分野の専門家から選任することが健全で透明な企業活動の維持と成長の為になるものと考えております。

監査役には、善良なる管理者の注意義務をもって、取締役の監督ならびに企業経営の適法性監査義務にこたえられる人物を監査役会からの推薦の上で、取締役会において候補者として指名致します。

また、当社には監査役の選任について、以下の候補者選任基準を設けております。

当社が選任する監査役候補者は、次の基準のいずれかを満たすもので、かつ当社監査役としてその職務を適切に遂行できると当社が判断する者であることを要する。

##### 当社取締役または監査役として、当社の経営に関与したことがある者

当社の部長職として、3年以上経理業務、総務業務、経営企画業務または内部監査業務に従事したことがある者

他社の取締役または監査役として、企業経営に関与したことがある者

弁護士、公認会計士等の資格を有し、その専門知識、経験等を監査役として発揮できる者

##### ( ) 取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の考えている経営幹部の選解任と取締役会が取締役候補者・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続を有価証券報告書において記載しております。

また、株主総会招集通知(含む株主総会参考書類)において社外取締役ならびに社外監査役候補者の選解任理由を記載しております。

#### 【補充原則4 - 1 - 1】取締役会の役割・責務(1)

取締役会は、会社の事業運営に係る重要な事項についての決議を行っております。また、取締役会規程において「取締役会付議基準」を設けており、その付議基準に抵触しない事項については、「組織管理規程」に定めるところにより、その決定を経営陣幹部に委ねております。

#### 【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の社外取締役には、当社との取引のない独立性のある人物に限定しており、客観的・中立的な立場で当社経営に様々な角度から意見を述べていただけるよう各分野の専門家を選任しております。今後におきましても、その方針の基、会社運営を行っていく所存であります。

#### 【補充原則4 - 11 - 1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

業務執行取締役は、当社事業の各現業を把握した経営幹部からを中心に、その業務執行取締役の監督機能を図る社外取締役は、独立した客観的な立場において適切な判断を行い、また、能動的・積極的に意見を述べる外部の人材からを中心に配置することを基本的な考え方としてあります。

多様性および規模に関する考え方は、引き続き株主等との対話(面談)を通じてその意向を真摯に受け止め、十分に配慮して検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 11 - 2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

業務執行取締役の役割・責務を適切に果たせなくなるほどの兼任は認めておりません。やむなく兼任を認める場合、株主等への説明責任を果たすべく、事業報告や適時開示書類等によりその兼任が当社業務執行取締役として合理的な範囲であることを開示しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社では定期的に取締役会の有効性を検証し、その上で取締役会の課題を認識し、改善・強化に向けた施策を自律的に講じています。取締役会は、その課題に対してPDCAサイクルでの検証をしてまいります。また、社外との対話(面談)を通しての自己認識にも取り組んでまいります。

毎期このPDCAによる自己認識ならびに自己評価を積み重ねることが当社取締役会の実効性評価に資するものと考えております。

#### 【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役のトレーニング

当社の取締役・監査役には、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識、株式会社ならびに上場企業の取締役・監査役として求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を提供し、支援する姿勢を基本としております。その成果は、毎月の取締役会における意見交換、議論を通して、コーポレートガバナンスに関する審議プロセスならびに会社法に定める「業務の適正を確保するための体制」に関する審議プロセス等で評価しております。

#### 【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

株主、投資家には、常に公平な姿勢で接するように努めており、経営陣並びにIR担当部署(経営管理部)による、個人投資家向け説明会の開催並びに機関投資家、マスコミ、金融機関対象の決算説明会を始めワンオンワンミーティング等により、積極的な対話に努めています。また、外国人投資家の持株比率は37%前後であり、外国人投資家との透明度の高い誠実な対話とIR活動を続けております。

## 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称  | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 1,045,800 | 7.59  |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT  | 979,913   | 7.11  |
| 昭和電工株式会社  | 888,000   | 6.44  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT | 756,700   | 5.49  |
| アルク産業株式会社   | 700,000   | 5.08  |
| RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT                               | 594,400   | 4.31  |
| CLEARSTREAM BANKING S.A   | 417,300   | 3.03  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)   | 406,300   | 2.95  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS                                       | 400,626   | 2.90  |
| 明和産業株式会社  | 400,000   | 2.90  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 |    |
| 親会社の有無          | なし |

#### 補足説明

該当ありません。

## 3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部       |
| 決算期                 | 9月           |
| 業種                  | その他製品        |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満           |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記すべき事項はありません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 15名    |
| 定款上の取締役の任期             | 2年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名     | 属性  | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j |
| 小林 慶一郎 | 学者  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 清水 匡輔  | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

##### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 小林 慶一郎 | <p>1991年3月 東京大学大学院修士課程修了(数理工学専攻)</p> <p>1991年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省</p> <p>1998年8月 シカゴ大学大学院博士課程修了(経済学)</p> <p>2007年6月 経済産業研究所上席研究員</p> <p>2010年8月 一橋大学経済研究所教授</p> <p>2013年4月 慶應義塾大学経済学部教授(現任)</p> <p>2013年4月 経済産業研究所ファカルティフェロー(現任)</p> <p>2014年12月 当社社外取締役就任(現任)</p> | (社外取締役選任理由)<br>中央官庁並びに経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見を有しており、当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行っていた方であります。<br>(独立役員指定理由)<br>東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されたため独立役員として指定期してあります。                        |
| 清水 匡輔  | <p>2005年11月 司法試験合格</p> <p>2007年9月 ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業入所</p> <p>2009年4月 ときわ法律事務所入所</p> <p>2012年7月 佐藤総合法律事務所入所</p> <p>2015年12月 当社社外取締役就任(現任)</p> <p>2017年9月 弁護士法人ほくと総合法律事務所入所(現任)</p>  | (社外取締役選任理由)<br>会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有し、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から、当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行っていた方であります。<br>(独立役員指定理由)<br>東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されたため独立役員として指定期してあります。 |

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5名     |
| 監査役の人数     | 3名     |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社におきましては、会計監査、監査役監査及び内部監査において会計監査人、監査役及び内部監査室が相互に連携し、且つ情報交換を行っております。また、会計監査については主に会計監査人が、業務監査については主に内部監査室が実施しております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l |
| 小出 豊  | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 山上 欣二 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明  | 選任の理由  |
|-------|------|---|--|
| 小出 豊  |      | 1975年11月 監査法人太田哲三事務所入所<br>1984年1月 小出公認会計事務所代表就任(現任)<br>1998年3月 当社監査役就任(現任)<br>2007年6月 株式会社日本セラテック監査役就任<br>2011年6月 東京産業株式会社監査役就任<br>2017年6月 東京産業株式会社取締役監査等委員就任(現任)   | (社外監査役選任理由)<br>公認会計士としての専門的見地と幅広い見識から、当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行っていただける方であります。<br>(独立役員指定理由)<br>東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されたため独立役員として指定期してあります。 |
| 山上 欣二 |      | 1962年3月 株式会社岡村製作所(現・株式会社オカムラ)入社<br>1972年10月 協同プラント株式会社取締役社長就任<br>1996年1月 株式会社アルク取締役副社長就任<br>1999年12月 当社監査役就任(現任)<br>2002年5月 株式会社アルク常勤監査役就任<br>2016年10月 株式会社ササクラ・アルク・エーイー代表取締役社長就任<br>2018年4月 株式会社ササクラ・アルク・エーイー取締役会長就任(現任) | (社外監査役選任理由)<br>当社取引先である株式会社アルクの副社長・監査役を歴任され豊富な実務経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行っていただける方であります。  |

### 【独立役員関係】

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

### 【インセンティブ関係】

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

特記すべき事項はありません。

|                 |
|-----------------|
| ストックオプションの付与対象者 |
|-----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

### 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

## 該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示。

取締役に支払った報酬総額114,986千円、社外取締役に支払った報酬総額9,600千円(株主総会決議による報酬限度額:170,000千円)であります。なお、本報酬総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額19,826千円が含まれております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、「役員報酬規程」で、公平な人事に基づく役付に応じて決定しております。業績連動型の報酬体系ではない為、役員賞与等はありません。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対するサポート体制として、情報伝達を円滑にするためにE-mail等を利用し取締役会、監査役会での議案や審議内容などを事前に確認できるようにしてあり、また、必要に応じて事前に説明を行うことにしております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

#### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件<br>(常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|----|-------|------|---------------------------|--------|----|
|    |       |      |                           |        |    |

#### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

0名

#### その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、最低月1回の取締役会を開催し法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行の監督を社外取締役2名(独立役員)、監査役3名(内社外監査役2名、内1名独立役員)で行っております。

業務執行の最高責任者でもある代表取締役社長は、部長以上の業務執行者で構成される経営会議(月1回開催)において、事業計画の進捗と業務執行に関する個別案件を実務的観点から検討し必要な対応を行っております。

また、代表取締役社長直轄組織の内部監査室(構成員は2名)は、会社の業務活動が法令、定款、規程等に準拠し実施されているかについて監査しており、その中で発見された課題や内部統制上で発見された課題については、代表取締役社長に報告するとともに、会計監査人、監査役会とも意見交換を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.の体制により、当社の企業統治が機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|  | 補足説明                                |
|--|-------------------------------------|
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 2017年12月22日開催、第61期定時株主総会より実施しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 2017年12月22日開催、第61期定時株主総会より実施しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 2017年12月22日開催、第61期定時株主総会より実施しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明   | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 年1～2回  | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 2018年11月22日(決算並びに翌期見通し説明)<br>代表取締役社長による決算説明会を定期的に開催しております。 | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 事業報告書、財務データ、決算情報(四半期毎)、決算情報以外の適時開示資料、会社説明会開催内容             |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営管理部  |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。概要並びに当事業年度に実施した当社グループにおける取組の実施状況の概要は、以下の通りであります。

#### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制について (体制)

- (1) 本体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び維持管理を図るとともに全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図ります。
- (2) 社外取締役を継続して置くことにより、業務執行取締役に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「コンプライアンス規程」の中に社内通報に関する体制を規定することにより、当社における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- (8) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図ります。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともにこのよだな団体・個人とは一切の関係を持たず、その不当要求に対しては組織的な対応を行い、毅然とした姿勢で対応します。

#### (取組の実施状況の概要)

- (1) 経営会議や各種会議体をはじめ社内掲示板等を利用して、全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
- (2) 業務執行取締役に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役2名体制としております。
- (3) 監査役は、監査役監査及び取締役会、経営会議に出席し独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しています。
- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」を阻害するリスクを評価し、リスクありと判断した場合には必要に応じてその改善を促しております。
- (5) 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には「コンプライアンス規程」に従い直ちに報告しております。
- (6) 法令及びその他のコンプライアンス違反に関する事実を知った場合は、「コンプライアンス規程」に従い社内通報が行われております。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めております。
- (8) 情報セキュリティにより保護されたIT環境を利用して、正確かつ効率的な情報伝達を行っております。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応部署に報告・相談しております。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

#### (体制)

- (1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報(電磁的情報を含みます)については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に検索可能な状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持します。
- (2) 社外取締役並びに監査役から求められたときは、取締役の職務執行に関する重要な文書を適時閲覧に供することができるようになります。
- (3) 会社の重要な情報の開示に関するルールを明文化し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

#### (取組の実施状況の概要)

- (1) 取締役の職務執行に係る会議体資料や議事録等の情報は、文書管理規程及び法令に基づき適切に保存及び管理させていただきます。
- (2) 情報の閲覧を社外取締役並びに監査役から求められたときは、適時閲覧できるようにしております。
- (3) 重要情報の開示は当社関係規程、法令及び証券取引所の諸規則等に従い開示しております。

#### 3 リスクの管理に関する規程その他の体制について

#### (体制)

- (1) リスク管理体制の構築のため「リスク管理規程」を制定し、個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備します。
- (2) 取締役は、当社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて「リスク管理規程」に基づき、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じ、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (3) 取締役は、大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、自然災害等の対策計画を策定するとともにその計画を毎事業年度モニタリングします。

#### (取組の実施状況の概要)

- (1) リスク管理規程に従い個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備しています。
- (2) リスク管理規程に従い、当社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (3) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、その対策について経営会議等で審議しております。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

#### (体制)

- (1) 本体制の基礎としての社外取締役を含む取締役会を、適時適切に開催します。また、事業運営に係る重要事項については、取締役及び部長によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務の執行を決定します。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織管理規程」に定めるところにより、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

#### (取組の実施状況の概要)

- (1) 取締役及び業務執行を担当する経営幹部によって構成される経営会議において、現場からの的確な情報に基づき経営方針を議論し、その後行われる取締役会の審議を経て業務執行を決定しています。
- (2) 取締役会での決定後、組織管理規程に従い業務が分掌され、権限が付与されて業務の執行を行っております。

- 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について  
(体制)
- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行います。
- (2) 取締役は、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (3) 本社経理部門長を推進責任者とした財務報告に係る内部統制推進体制を設置し、取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性の確保のための体制を整備します。なお、その評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告します。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、また海外においては当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底に努めます。
- (5) 子会社各社は、自社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき定期的に評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じます。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査部門に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (取組の実施状況の概要)
- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行っています。
- (2) 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しています。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。
- (3) 当社及び子会社各社の効率的な業務執行並びに財務報告の信頼性の確保のための体制を整備し、定期的にモニタリングを実施しております。また、必要に応じ改善を求めてあります。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底を図っております。
- (5) リスク管理規程に従い、子会社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合に関する事項、監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項について  
(体制)
- (1) 監査役の職務を補助すべき使用者(以下、「監査役補助者」という。)を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を必要とします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。また、法務部門、リスク管理部門、財務経理部門及び内部監査部門等は、監査役の求めにより監査役の監査に必要な調査を補助します。
- (取組の実施状況の概要)
- (1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用者(以下、「監査役補助者」という。)を置いておりませんが、監査役補助者を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意で実施いたします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有しております。また、関係部署は、監査役の求めにより監査に必要な調査に協力しております。
- 7 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について  
(体制)
- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告します。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めます。
- (2) 「コンプライアンス規程」の遵守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告体制の適切な維持を図ります。
- (3) 子会社は、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての本社の監査部門への報告体制の適切な維持を図ります。
- (4) 「コンプライアンス規程」の遵守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保します。
- (取組の実施状況の概要)
- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告しています。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めております。
- (2) 「コンプライアンス規程」及び関係規程に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告が適切に行われております。
- (3) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。
- (4) 「コンプライアンス規程」に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。
- 8 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について  
(体制)
- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用等は、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用等を負担します。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、予算を設けます。
- (取組の実施状況の概要)
- 監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査計画を踏まえ、通常の会社手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していないかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しております。
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制について  
(体制)
- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- (2) 業務執行取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切

に行えるよう協力します。

(3) 業務執行取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

(4) 代表取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、内部監査室との連携を図れる環境を整備します。

(取組の実施状況の概要)

(1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合の機会を設けてあります。

(2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用者等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるようにしてあります。

(3) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を提供しております。

(4) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役と会計監査人及び内部監査室による情報交換の機会を設けてあります。

<リスク管理体制の状況>

当社は、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制、危機管理、情報セキュリティ等の当社グループ全体のリスクを取り締役会並びに経営会議で定期的に把握、検討し、その結果に応じ対応・改善策を立案、実施しております。

また、取締役及び使用者人がコンプライアンス違反等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について発見した場合は、直ちに当社コンプライアンス規程に従い通報を行い対処することとしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合に、これに屈すことなく毅然とした態度で対応します。

また、反社会的勢力の排除に向けた対応については、「反社会的勢力対策マニュアル」を制定し、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としている他、新規取引開始迄にすべての継続取引予定先のチェックを行っており、既存取引先についても定期的にチェックしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

1. 当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けており、コーポレート・ガバナンスの観点からも、会社情報の適時開示は極めて重要なものと認識しております。

また、投資情報としての重要事実等の社内情報管理を徹底するとともに、インサイダー取引に接触しないよう社内規程の徹底遵守、内部情報管理体制の報告・開示体制を構築しております。

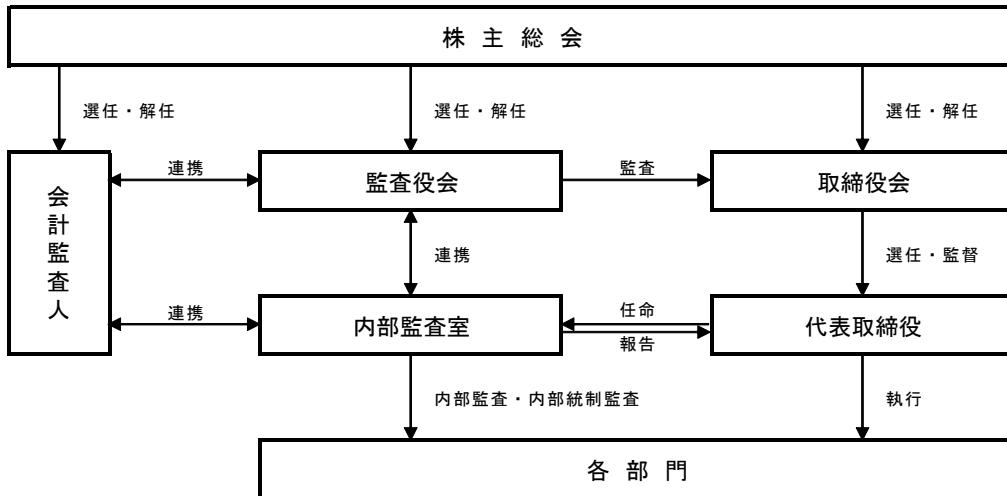
2. 会社情報の適時開示については、経営管理部長を「情報取扱責任者」とし、経営管理部内に専担者を設置するとともに、連結子会社との連携を図り、当社グループ内の各部署からの情報の集約並びに管理に努めております。また、その情報が適時開示情報であるか否かにつき、常時注意を払うとともに適時適切に開示するよう努めています。

なお、機関決定を必要とする重要な情報につきましては、機動的に取締役会を開催し、承認手続きを経て開示しております。

また、適時開示の手続きは別添フローの通りであり、開示書類を情報取扱責任者が確認後、適時開示を行っております。

3. その他、投資家保護の観点から、開示内容につきましては誤解が生じないよう記載するように努めており、内容によっては、顧問弁護士、会計監査人等のアドバイスを受けております。

## 【コーポレート・ガバナンス体制】



## 【適時開示体制概要】

